

年金

国民年金保険料を口座振替で前納することお得です！

保険料納付は、支払いの期間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」とすると割引があります。

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

国民年金保険料を1年度分166,320円(13,860円/月×12か月)を一括して前納すると、現金払いで2,950円の割引、口座振替で前納する場合は3,490円の割引となります。(6か月前納も口座振替が有利です。)

☆現金前納額(1年度分)

163,370円

(割引額2,950円)

☆口座振替前納額(1年度分)

162,830円

(割引額3,490円)

口座振替日は4月30日
今年4月30日が休日のため5月1日です。

なお、すでに口座振替で1年度分の前納をされている方は、あらためて届出をしないでください。

口座振替での1年度分の前

納は、平成18年3月中に社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、お早めにお申込みください。

②月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとお得です。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の最初の口座振替にて2か月分の保険料(従来の保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

※割引額の50円は、平成18年度の割引率です。平成18年3月分までの割引額は月40円です。

口座振替の申込み先

社会保険事務所又は口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口。

基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や納付書)及び金融機関届出印が必要です。

問い合わせ

松山西社会保険事務所

☎925-5105

福祉

戦没者等の妻の皆さんへ

**特別給付金の
受付けが終了します。**

戦没者等の妻に対する特別給付金(第22回特別給付金国庫債券「い号」額面200万円、10年償還の国債)の請求の受付けが平成18年3月31日で終了します。

この日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなります。

まだ請求をされていない方は、早急に手続きをされるようお願いいたします。

請求手続・問い合わせ

役場福祉課生活・障害福祉係

☎985-4112

お知らせ

**交通災害共済
加入申込み受付中**

交通災害共済加入申込みの受付けが始まっています。加入を希望される方は申込手続きをしてください。

受付窓口は、役場総務課及び税務課が行う所得申告相談日に併せて開設される臨時受付窓口です。

臨時受付窓口の日程については、所得申告相談日程表(12ページ)又は加入申込書の裏面をご参照ください。

住民係の窓口時間延長の ご利用について

町民課住民係では、窓口時間を1時間延長して、住民票などの交付を行っています。

なお、転入・転出届等住民異動届出の受付けは、17時15分までです。

毎年3月下旬～4月上旬の間は、転勤や大学入学などにより住民異動届出が集中します。そのため、通常数分で交付できるものが、数十分お待たせすることもあります。住民票等を交付申請される場合で時間延長時間帯に来庁できる方は、ご活用ください。

窓口延長取扱い事務

- ・戸籍謄本(抄本)の交付
- ・住民票の写しの交付
- ・印鑑登録の申請
- ・印鑑登録証明書の交付

窓口延長時間

18時15分まで

問い合わせ

役場町民課住民係

☎985-4105

**町外に転出される
学生の皆さんへ**

卒業・入学シーズンになってきました。町外に転出される場合は、14日以内に転入先に転入届をしなければなりません。事前に松前町に転出届を提出してください。

なお、成人式は転出されていても松前町で参加できます。参加希望の方はお申し出ください。

問い合わせ

役場町民課住民係

☎985-4105

役場社会教育課生涯学習係

☎985-4135

3月の納税

国民健康保険税 第9期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 } 3月27日(月)
農 協

※ 納税は便利な口座振替で
～払おう 税金 うるおう未来～